

議会運営委員会 会議録

日 時 令和5年9月25日(月曜日) 午後2時20分～午後3時31分

場 所 白杵庁舎2階 第4委員会室

出席委員の氏名

委員長 内藤 康弘 副委員長 匹田 郁
委 員 芝田 英範 委 員 川辺 隆 委 員 匹田久美子
委 員 広田 精治 委 員 大塚 州章

オブザーバー

議 長 梅田 徳男 副議長 戸匹 映二

欠席委員の氏名

(な し)

説明のため出席した者の職氏名

(な し)

出席した事務局職員の職氏名

局長 林 昌英 次長 後藤 秀隆 主査 大井智香子 書記 足立 卓也

傍聴者

(な し)

協議事項

1. 最終日の議事日程について
2. 決算委員会の開催について
3. 委員長報告に対する質疑・討論の通告について
4. 議員派遣について
5. 一般質問の総括について
6. 次回、12月定例会及び3月定例会の会期日程(案)について
7. その他

午後2時20分 開議

1. 最終日の議事日程について

2. 決算委員会の開催について

3. 委員長報告に対する質疑・討論の通告について

4. 委議員派遣について

◎書記（足立卓也）

配付資料に基づき、1から4までについて一括説明。

2. 決算委員会の開催について、委員から以下意見があり事務局が回答した。

○委員

決算委員会の日程は変更することは可能か。

◎局長（林昌英）

基本的には決算委員長等と調整することになると思われる。今回については、市長公務の都合もあり9日ということで日程を確保している。

6. 次回、12月定例会及び3月定例会の会期日程（案）について

◎書記（足立卓也）

配付資料に基づき説明

委員から以下質問があり事務局が回答した。

○委員

これまで、次々回の会期日程案を示すことはなかったと記憶しているが、これはなぜか。また、この案についてはどこまでの範囲の関係者と協議しているのか。

◎次長（後藤秀隆）

2会期分の会期日程を御提案させていただくという内容は、6月定例会の議会運営委員会で、取り決めにさせていただいている。また12月定例会、3月定例会の他の行事との調整については、最低限ではあるが、市長日程、教育長日程、また市役所内の業務については調整をした上で、今回お諮りをさせていただいている。

7. その他

(1) 先例及び申し合せ事項について

委員長から委員に意見を伺い、以下の点について意見があった。

○委員

- ・先例・申し合せの改正の中で、反対討論の時間等の設定もこの中でできるのか。
- ・見直しの方法として、何月何日までに、この議案に関しては協議してもらおうというものを事前に挙げ、それまでに自分たちで勉強しておくという方法が効率的で良いと思う。

事務局から以下意見があった。

○局長（林昌英）

先例・申し合せは議会運営委員会と会派代表者会議で協議決定した内容があるので、議会運営委員会だけで見直しの決定をしてよいのか、代表者とも協議をしていく内容もあろうかと思っている。その辺も含めて、今後見直しをしていく必要があると思っている。また、全議員に関わることなので、議員からの御意見なりそういったものを聞く機会も必要かと考えている。

（結果） 委員長から、議会運営委員会で見直しをするということを、会派代表者会議に提案することについて全会一致で決まった。

（２）全員協議会の開催について

◎書記（足立卓也）

配付資料に基づき説明（質疑なし）

5. 一般質問の総括について

各委員から意見等があり、その後委員長から総括があった。

○委員

- ・議会によっては、持ち時間の1時間が過ぎたら強制的に議長が終わらせるというようなところもある。何がベストかはみんなで話し合っただけで決めることだと思うが、1時間という持ち時間を、それぞれが守るような工夫もいるのかなとは思う。
- ・再質問において、答弁のあった内容を掘り下げるとするのが本来の再質問の内容だと思うが最初の質問ですべきことも、再質問の中で出てくるような気配もあったので、その辺のところは個人の技量として考えただいたら良いかなと思う。
- ・一般質問の中で、個人の恣意による見解を一般質問の場で発言していると感じるものがあった。これに関しては多くの人に不信を持たせる意味では、少し不適切な発言ではないかと考えている。
- ・広田委員の発言の中に個人名を出しての発言があったが、これが良かったのか、悪かったのかということと、LINEに関する発言の内容を本人が、どこまでの信憑性を持って発言されたのか、あるいは、事実確認をされたのかというのを確認したい。

①広田委員の一般質問での発言について確認を求めたところ、以下の内容の説明があった。

- ・大分県議会議員の名前を出したのは、大分県議会議員本人に会って、一般質問で名前を出すことを確認した。現職の大分県議会議員なので特にそのことは、良いのではないかと思った。
- ・LINEコピーの信憑性については、きちんとした判断を下すような調査とか検証が必要なのかもしれないが、ネクストフォームの代表者には確認はしていない。

しかし、LINEの相手方からは話を聞いており、慎重に対応したつもりであるが、至らなかった点があるとすれば、きちんと正していかなければと思っている。

- ・内容の根拠については、相手から聞いた以上のことは分からないし、答えようがない。

②広田委員の説明について、以下の内容の意見等があった。

○委員

- ・調査検証していないものを、一般質問で言うことがどれだけの影響があるのか考えた上での発言であるならば、猛省をしていただく必要があると思う。
- ・先般の議会でも、個人が特定できるような発言を一般質問でされた。二度目である。
- ・検証はしていないと発言されたが、なぜ取扱いを注意しなかったのか。
- ・根拠のないものをみんなの前で発したことが、問題ではないのか。
- ・根拠の確認が取れていないことについて発言することは、不穏当発言に当たるのではないのか。懲罰ではないか。
- ・一般質問での議員の発言が、一人歩きしてしまうことへの注意が必要である。
- ・不適切発言と思われる言葉や不確かな情報がケーブルテレビ放送で流れることで、市民に不安をおおることになるので、広田委員には何らかの謝罪をしてもらいたい。
- ・議員自身が根拠の取れていない旨を発言しているので、不確かなLINEに関する部分の発言の取り消しを求める。

③委員からの意見等に対して、広田委員から以下の内容の発言があった。

- ・LINEコピーについては、自分も慎重にしないといけないという思いはあった。
- ・全く問題がないとは思わないし、反省もあるが、LINEコピーの検証については、私がするとかしないとかではなく、議会で取り上げるとか、執行部が検証の対象にするとか、事情を聞くとか、取り組むことが要ると思い求めてきた。
- ・自分でも確認が難しい中、発言したことはしっかり反省しないといけないと思う。
- ・発言の全体を取り消すことはできない。取消部分を特定できれば検討する。

④広田議員の9月22日の総務委員会開会前の行為について確認が求められ、広田委員から以下の内容の説明があった。

- ・総務委員会の開会前に総務委員長と会い、総務委員会で審査する第43号議案（市長・副市長の給料の条例制定）について、旧野津高校の問題なので、持参した資料（LINEコピー）を委員会で使ってくださいと伝え、総務委員長に渡した。
- ・総務委員長は執行部がない中、委員会の開会前に私以外の5名の方に直接配ったが、そのあと、総務委員長が考えを変え、配付したものを回収して、「これは広田委員が直接やってください。」と言われ、自分が皆さんに配った。受け取らない委員もいた。

⑤広田委員の総務委員会開会前の行為について、委員から以下の内容の意見等があった。

○委員

- ・総務委員長が委員会開会前にLINEコピーを委員に配ったが、他の総務委員から委員長が配るべき資料ではないのではといった発言を受け、総務委員長は資料を回収し、広田委員から直接配られたものであり、委員長が許可して配付したもの（白杵市議会会議規則第157条の規定に基づく資料）ではなかったと認識していると、総務委員会所属の委員から説明があった。
- ・相手の確認もされておらず、根拠もないものなのに、黒塗りもしないで、なぜ個人名が載ったまま配付したのか。相手のことは何も考えないのか。謝罪すべきでないか。
- ・LINEのコピーは裁判では証拠書類になるが、スクリーンショットはならないといわれているので、信憑性はないものと思われる。
- ・信憑性を求めるのであれば、この件については、警察といった機関に調べてもらうようなものではないかと思う。信憑性がないものを議会で取り上げる意味が分からない。
- ・我々は、調査はするが、警察のように違法性を判断するところではない。
- ・ケーブルテレビ放送について、LINEコピーに関する発言はカットでいいのではないか。

⑥総務委員会開会前の行為に至ったことについての広田委員の説明。

- ・LINEコピーについては、9月議会で一般質問したが、自分の思うような執行部の答弁ではなかった。
- ・市民説明会で第三者委員会をつくって検討してほしいとの声も出ていたし、旧野津高校の活用事業について、しっかりと検証することが大事だと思っており、その上で市長の責任とか、減給処分ということになると強く思っていた。
- ・LINEコピーのことを議会で審議、調査するには、総務委員会で市長・副市長の減給処分に関する条例を審査する場で、委員の方に提出する以外に方法はないと思い詰めて出したものであり、簡単に配ったわけではない。
- ・委員から指摘があったように名前を伏せないで出したことは反省している。間違ったと思っている。

(結果) 広田委員の発言等について、委員長から、該当すると思われる部分のケーブルテレビ放送の取扱いと、広田委員への対応については、議会運営委員会委員長及び副委員長並びに議長及び副議長の四役に一任することが提案され、広田委員が了承した。

また、ケーブルテレビ放送については、放送日までいとまがないことから広田委員の発言のカット部分も四役に一任することを広田委員が了承した。

午後3時31分 閉会

白杵市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに記録を作成する。

令和5年9月25日

白杵市議会

議会運営委員会委員長 内藤 康弘